

公益社団法人日本ラクロス協会 役員候補者選考規程

第1条 目的

本規程は、公益社団法人日本ラクロス協会（以下、「当協会」という）の理事及び監事（以下「役員」という。）を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、本規程は定款の役員選任に関する条項を妨げるものではない。

第2条 役員候補者選考委員会

当協会は、役員を選任する社員総会に理事会が議案として提出する役員の候補者の選考のために役員候補者選考委員会を設置する。

- 2 役員候補者選考委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員の候補者の資質及び能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員の構成の実現を図ることをその任務とする。
- 3 理事会は、役員候補者選考委員会から役員の候補者につき答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。
- 4 理事会は、前項の規定に基づき監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。

第3条 役員候補者選考委員

役員候補者選考委員会委員は、理事会決議による承認を得て理事長が任命する。

- 2 理事会は前項の承認に先立って、役員候補者選考担当理事1名及びその補佐役1名以上を決議により選定する。なお、担当理事ないし補佐役が欠けた場合は、理事会は速やかに後任を選定しなければならない。
- 3 前項により選定された担当理事およびその補佐役は、第1項による承認を審議する理事会に先立って、役員候補者選考委員会委員として適任である者を人選し、担当理事が同理事会に人選結果を提出するものとする。
- 4 役員候補者選考委員会委員の任期は、任命された日からその後最初に到来する役員の選任に係る社員総会の終了後、その選任に関する事務手続きを終える時までとする。

第4条 外部有識者

本規程において「外部有識者」とは、以下に該当しない者をいう。

- ・当協会の役員若しくは職員又はその親族（4親等以内）
- ・競技団体会員の役員若しくは職員又は競技団体会員の構成員（競技会員）

第5条 選考委員

役員候補者選考委員会の構成は、理事および社員の合計人数が半数を超えてはならず、原則として次の各号のいずれかに該当する者から構成され、5名以内とする。但し、同性のみで構成されないようにしなければならない。

- (1) 外部有識者
- (2) 理事又は社員
- (3) 監事

第6条 役員候補者選考委員会の運営

役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 役員候補者選考委員会は、委員長が招集する。ただし、前項の規定による互選がなされる前は理事会が招集する。
- 3 役員候補者選考委員会の議長は委員長があたる。ただし、委員長に事故があるとき又はやむを得ない事情により委員長が欠席するときは、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 役員候補者選考委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。
- 5 役員候補者選考委員会は、運営を円滑に行うため、事務局を設置することができ、当法人の事務局がこれを務める。
- 6 役員候補者選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。ただし、委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。
- 7 役員候補者選考委員会は、理事及び監事の候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に対して答申するものとする。

第7条 役員候補者の推薦

役員候補者選考委員会は、次の各号に掲げる事項をもって、広く候補者の推薦を受け付けることができる。

- (1) 候補者の略歴
- (2) 候補者と当法人との関係
- (3) 候補者の兼職状況
- (4) その他選考に有用な情報

第8条 役員候補者の選考基準

役員候補者選考委員会は、役員候補者を選考するに当たり、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

- (1) 当協会の設立趣旨に賛同すること
- (2) スポーツ庁の策定に係るスポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け、令和

5年9月29日改訂版。その後の改訂を含む。)原則2に規定する事項を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成であること

2 役員候補者選考委員会は、役員候補者を選考するに当たり、次の各号に掲げる者を役員候補者とすることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

第9条 情報保管

役員候補者選考委員会は、自らの任期終了後、次期の役員候補者選考にむけて、主要となる情報を役員候補者選考担当理事に引き渡すものとする。なお、当該情報は当協会文書管理規程における極秘扱いとする。

第10条 改廃

本規程の改廃は理事会の決議による。但し、役員候補者選考委員会が設置されている場合には、事前に役員候補者選考委員会の同意を得ることとする。

附則

本規程は、令和6年1月20日から施行する。

公益社団法人 日本ラクロス協会